

大阪市建築基準法施行細則

制 定 昭和 35. 6. 30 規則 42

最近改正 平成 29. 3. 31 規則 31

(趣旨)

第 1 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下法という。）及び大阪市建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めがある場合を除くほか、この細則の定めるところによる。

(建築主事)

第 2 条 本市に建築主事を置く。

2 次に掲げる建築物及び建築設備の確認（法第 18 条第 3 項に規定する確認済証の交付を含む。以下この条において同じ。）に関する事務並びに第 4 号に掲げる建築設備の検査及び仮使用の認定（法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 18 条第 24 項第 2 号（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定をいう。以下この条において同じ。）に関する事務を行う建築主事は、都市計画局建築指導部建築確認課長（以下建築確認課長という。）とする。

(1) 法第 43 条第 1 項ただし書、法第 44 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、法第 47 条ただし書、法第 48 条第 1 項から第 13 項までのただし書、法第 51 条ただし書、法第 52 条第 10 項、第 11 項及び第 14 項、法第 53 条第 4 項及び第 5 項第 3 号、法第 56 条の 2 第 1 項ただし書、法第 57 条第 1 項、法第 59 条第 1 項第 3 号及び第 4 項、法第 59 条の 2 第 1 項、法第 60 条の 2 第 1 項第 3 号、法第 68 条の 3 第 1 項及び第 4 項、法第 68 条の 4、法第 68 条の 5 の 3 第 2 項、法第 68 条の 5 の 5、法第 68 条の 5 の 6、法第 68 条の 7 第 5 項、法第 85 条第 5 項、法第 86 条第 1 項から第 4 項まで、法第 86 条の 2 第 1 項から第 3 項まで（以上の各条項のうち法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）並びに法第 86 条の 8 第 1 項及び第 3 項、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 36 条の 3 第 2 項並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条第 1 項並びに建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下令という。）第 131 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに令第 137 条の 16 第 2 号の規定並びに法第 49 条第 1 項又は法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく本市の条例の規定により許可若しくは認定を受け、又は受けようとする建築物

(2) 法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる特殊建築物のうち、その用途に供する部分の床面積

の合計が2,000平方メートルを超えることとなるもの

(3) 法第6条第1項第3号に規定する建築物のうち、延べ面積が2,000平方メートルを超えることとなるもの又は地上階数が5以上を有することとなるもの

(4) 法第87条の2の規定において法第6条の規定を準用する建築設備

3 前項第1号から第3号までに掲げる建築物の検査及び仮使用の認定に関する事務を行う建築主事は、都市計画局建築指導部監察課長（以下監察課長という。）とする。

4 第2項各号に掲げる建築物以外の建築物の確認、検査及び仮使用の認定並びに法第88条の規定において法第6条、法第7条、法第7条の6及び法第18条の規定を準用する工作物の確認、検査及び仮使用の認定に関する事務は、市長が別に指定する建築主事がその所管区域について行うものとする。

5 前3項に指定する建築主事に事故があるとき又は建築主事が欠けたときは、その職務は、次の各号に定める建築主事が、当該各号に定める順序により行うものとする。

(1) 第2項に規定する確認、検査及び仮使用の認定に関する事務

ア 都市計画局建築指導部建築確認課長代理（以下建築確認課長代理という。）

イ 都市計画局建築指導部長（以下建築指導部長という。）

(2) 第3項に規定する検査及び仮使用の認定に関する事務

ア 都市計画局建築指導部監察課長代理（以下監察課長代理という。）

イ 建築指導部長

(3) 前項に規定する確認に関する事務

ア 建築確認課長代理

イ 建築確認課長

(4) 前項に規定する検査及び仮使用の認定に関する事務

ア 監察課長代理

イ 監察課長

（建築監視員）

第2条の2 本市に建築監視員を置く。

2 法第9条第7項及び第10項に規定する違反建築物に対する措置に関する事務は、市長が別に指定する建築監視員がその所管区域について行うものとする。

3 前項に規定する建築監視員に事故があるとき又は建築監視員が欠けたときは、その職務は、次に掲げる順序により当該各号に定める建築監視員が行うものとする。

(1) 監察課長代理

(2) 監察課長

(許可申請及び添付図書)

第3条 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下規則という。）第10条の4第1項の規定による許可申請書（法第43条第1項ただし書、法第53条第4項、法第56条の2第1項ただし書、法第68条の3第4項及び法第68条の5の3第2項に係るものを除く。）には、それぞれ次の表に掲げる図書（法第47条ただし書又は法第85条第3項若しくは第5項の規定に係る許可申請書については、用途現況図を除いたものとする。）を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める地域地区
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに工場にあつては作業場の位置、機械設備及び生産施設の位置
縮尺200分の1以上の2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料
縮尺200分の1以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げ材料
縮尺3000分の1以上の用途現況図	敷地付近（敷地境界線から200メートルの範囲をいう。）の建築物の用途状況

2 規則第10条の4第1項の規定による許可申請書のうち、法第43条第1項ただし書に係るものには、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地形及び地物
通路の現況図	縮尺、方位、通路の位置及び幅員、通路に接する建築物の配置、主要な出入口の位置並びに申請敷地に接する通路と通路が接続する道路の部分の直近の端までの延長
配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び出入口の位置、擁壁の位置、土地の高低並びに敷地の周囲の通路その他の空地の配置（通路にあつては位置及び幅員）
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに開口部及び防火戸の位置

縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の断面図	縮尺、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ
構 造 詳 細 図	縮尺及び主要構造部の仕様

(2) 通路の敷地となる土地に関係のある土地の一筆ごとの境界線、地番及び地目を示す
図書並びに実測図

(3) 通路の敷地となる土地に関係のある建築物、工作物に関して所有権又は借地権を有
する者の権利関係を示す書面

(4) 通路の敷地となる土地の所有権又は借地権を有する者の同意を得たことを証する書
面

(5) 許可申請者の印鑑証明書

3 規則第 10 条の 4 第 1 項の規定による許可申請書のうち、法第 53 条第 4 項に係るもの
には、次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合に
は、平面図、立面図及び断面図を縮尺 300 分の 1 以上とすることができる。

図 書 の 種 類	明 示 す べ き 事 項
付 近 見 取 図	方位、道路、目標となる地物及び都市計画法に定める地域地区
縮尺 600 分の 1 以上の 配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、 用途及び構造、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地 の接する道路の位置及び幅員、隣地境界線から後退して指定 された壁面線（以下この表において壁面線という。）又は法 第 53 条第 4 項に規定する壁面の位置の制限（以下この表に おいて壁面の位置の制限という。）として定められた限度の 線並びに隣地境界線から当該壁面線又は壁面の位置の制限と して定められた限度の線までの後退距離
縮尺 200 分の 1 以上の 各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに開口部及び防火戸の 位置
縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の断面図	縮尺、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ、壁面線 又は壁面の位置の制限として定められた限度の線並びに隣地 境界線から各階の壁面までの後退距離
構 造 詳 細 図	縮尺及び主要構造部の仕様

4 規則第 10 条の 4 第 1 項の規定による許可申請書のうち、法第 56 条の 2 第 1 項ただし
書に係るものには、次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に
認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺 300 分の 1 以上とすることがで
きる。

図書の種類	明示すべき事項
縮尺 500 分の 1 の付近見取図	方位（真北方位）、道路、目標となる地物及び都市計画法に定める地域地区
縮尺 600 分の 1 以上の配置図	縮尺、方位（真北方位）、敷地境界線、敷地における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との区別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
縮尺 200 分の 1 以上の各階立面図	縮尺
縮尺 200 分の 1 以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ及び建築物の高さ
縮尺 200 分の 1 以上の日影図	規則第 1 条の 3 第 1 項の第 2 の（30）項に掲げる日影図

- 5 規則第 10 条の 4 第 1 項の規定による許可申請書のうち、法第 68 条の 3 第 4 項及び法第 68 条の 5 の 3 第 2 項に係るものには、第 1 項の表に掲げる図書及び次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺 300 分の 1 以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域、再開発等促進区並びに敷地の境界線

- 6 規則第 10 条の 4 第 4 項の規定による許可申請書には、それぞれ次の表に掲げる図書を添えなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び都市計画法に定める地域地区
縮尺 600 分の 1 以上の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、申請に係る工作物と他の工作物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況（申請に係る工作物が令第 138 条第 3 項第 2 号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）
縮尺 200 分の 1 以上の平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
縮尺 200 分の 1 以上の側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法
縮尺 3000 分の 1 以上の用途現況図	敷地付近（敷地境界線から 200 メートルの範囲をいう。）の建築物の用途状況

- 7 規則第 10 条の 4 第 1 項又は第 4 項の規定による許可申請書（法第 43 条第 1 項ただし

書、法第 53 条第 4 項及び法第 56 条の 2 第 1 項ただし書に係るものを除く。)のうち、工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物又は工作物に係るものについては、第 1 項又は前 2 項の表に掲げる図書のほか、第 2 号様式の工場・危険物調書を添えなければならない。

8 市長が特に必要と認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、許可を必要とする事項について参考となる図書を添付させることがある。

9 法第 85 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による許可申請を確認申請（法第 6 条の規定によるものに限る。）又は法第 18 条第 2 項に規定する通知と併せてする場合には、第 1 項の表に掲げる図書のうち重複するものを省略することができる。

（認定申請及び添付図書等）

第 3 条の 2 規則第 10 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定申請書のうち、法第 44 条第 1 項第 3 号に係るものには、前条第 1 項の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺 300 分の 1 以上とすることができる。

2 規則第 10 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定申請書のうち、法第 57 条第 1 項に係るものには、前条第 6 項の表に掲げる図書及び次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺 300 分の 1 以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
縮尺 200 分の 1 以上の各階立面図	縮尺
縮尺 200 分の 1 以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ

3 規則第 10 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定申請書のうち、法第 68 条の 3 第 1 項、法第 68 条の 4 又は法第 68 条の 5 の 5 に係るものには、それぞれ次の表に掲げる図書（用途現況図については、法第 68 条の 3 第 1 項又は法第 68 条の 5 の 5 に係るものに限る、日影図については、法第 56 条の 2 第 1 項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。）を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺 300 分の 1 以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域（法第 68 条の 3 第 1 項の規定による場合にあつては、地区計画及び地区整備計画の区域並びに再開発等促進区）並びに敷地の境界線
縮尺 1000 分の 1 以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに工場にあつては作業場の位置、機械設備及び生産施設の位置
縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料
縮尺 200 分の 1 以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げ材料
縮尺 3000 分の 1 以上の用途現況図	敷地付近（敷地境界線から 200 メートルの範囲をいう。）の建築物の用途状況
縮尺 200 分の 1 以上の日影図	規則第 1 条の 3 第 1 項の第 2 の（30）項に掲げる日影図

- 4 規則第 10 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定申請書のうち、法第 68 条の 5 の 6 に係るものには、次の表に掲げる図書（日影図については、法第 56 条の 2 第 1 項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。）を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び断面図を縮尺 300 分の 1 以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域並びに敷地の境界線
縮尺 1000 分の 1 以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、法第 68 条の 5 の 6 第 1 号イに規定する公共空地である地区施設等（以下この表において地区施設等という。）の位置、同号ロに規定する壁面の位置の制限（以下この表において壁面の位置の制限という。）として定められた限度の線、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに工場にあつては、作業場の位置、機械設備及び生産施設の位置
縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料

縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ、床、内壁及び天井の仕上げ材料、地区施設等の位置並びに壁面の位置の制限として定められた限度の線
縮尺 3000 分の 1 以上の用途現況図	敷地付近（敷地境界線から 200 メートルの範囲をいう。）の建築物の用途状況
縮尺 200 分の 1 以上の日影図	規則第 1 条の 3 第 1 項の第 2 の（30）項に掲げる日影図

- 5 規則第 10 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定申請書のうち、令第 131 条の 2 第 2 項又は第 3 項に係るものには、それぞれ次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び断面図を縮尺 300 分の 1 以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
縮尺 600 分の 1 以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地の接する計画道路又は予定道路の位置及び幅員（令第 131 条の 2 第 2 項の規定により認定を受けようとする場合に限る。）、壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線（令第 131 条の 2 第 3 項の規定により認定を受けようとする場合に限る。）、敷地内における建築物の位置、用途、構造、規模及び階数、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに建築物の主要寸法
縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
縮尺 200 分の 1 以上の 2 面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ及び建築物の高さ

- 6 規則第 10 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定申請書のうち、令第 137 条の 16 第 2 号に係るものには、前条第 1 項の表に掲げる図書及び次の表に掲げる図書（法第 56 条の 2 第 1 項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。）のほか、第 3 号様式による調書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺 300 分の 1 以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
縮尺 200 分の 1 以上の日影図	規則第 1 条の 3 第 1 項の第 2 の（30）項に掲げる日影図

- 7 大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号。以下府条例という。）第 9 条の 2、第 24 条又は第 78 条の規定による認定を申請しようとする者は、第 1 号様式

による申請書の正本及び副本にそれぞれ前条第1項の表に掲げる図書（用途現況図を除く。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。

8 府条例第66条ただし書、第67条第2項又は第68条第2項の規定による認定を申請しようとする者は、第1号の2様式による申請書の正本及び副本にそれぞれ前条第1項の表に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。

9 市長が特に必要と認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、認定を必要とする事項について参考となる図書を添付させることがある。

10 市長は、府条例第9条の2、第24条、第66条ただし書、第67条第2項、第68条第2項又は第78条の規定による認定をしたときは、それぞれ別に定める通知書に、第7項又は第8項の申請書の副本及びその添付図書を添付して、申請者に通知するものとする。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等及び添付図書）

第3条の3 規則第10条の16第1項第1号の表に掲げる図書の縮尺は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図、断面図及び日影図を縮尺500分の1以上とすることができる。

図書の種類	縮尺
配置図	1000分の1以上
各階平面図	200分の1以上
2面以上の立面図	200分の1以上
断面図（法第86条第1項又は第3項の規定により2以上の構えを成す建築物の建築に係る認定又は許可の申請をする場合にあつては、隣接する2以上の建築物を含む断面図）	200分の1以上
日影図	200分の1以上

2 規則第10条の16第1項第1号の表に掲げる図書のうち、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項に係るものには、同表に定めるもののほか、次の表の図書の種類欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の明示すべき事項欄に定める事項を明示しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
各階平面図	間取り及び各室の用途
2面以上の立面図	外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料

断面図（法第 86 条第 1 項又は第 3 項の規定により 2 以上の構えを成す建築物の建築に係る認定又は許可の申請をする場合にあつては、隣接する 2 以上の建築物を含む断面図）	床の高さ、各階の天井の高さ並びに軒及びひさしの出
---	--------------------------

3 規則第 10 条の 16 の規定による認定申請書又は許可申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
縮尺 25000 分の 1 以上の用途地域区分図	縮尺、方位及び都市計画法に定める地域地区
縮尺 2500 分の 1 以上の用途現況図	申請区域付近（敷地境界線から 50 メートルの範囲をいう。）の建築物の用途状況
地籍図	縮尺、方位並びに申請区域内における土地の境界線及び地番地目、土地について所有権又は借地権を有する者の氏名

(2) 申請区域内の土地及び建物の登記事項証明書

(3) 実測図

(4) 規則第 10 条の 16 第 1 項第 3 号又は同条第 3 項第 2 号の規定により同意を得た者の印鑑証明書

4 規則第 10 条の 21 第 1 項第 1 号の表に掲げる図書の縮尺は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図、断面図及び日影図を縮尺 500 分の 1 以上とすることができる。

図書の種類	縮尺
配置図	1000 分の 1 以上
各階平面図	200 分の 1 以上
2 面以上の立面図	200 分の 1 以上
2 面以上の断面図	200 分の 1 以上
道路に接して有効な部分の配置図	600 分の 1 以上
道路高さ制限適合建築物の配置図	600 分の 1 以上
隣地高さ制限適合建築物の配置図	600 分の 1 以上
日影図	200 分の 1 以上

5 規則第 10 条の 21 の規定による認定取消申請書又は許可取消申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物並びに法第86条の5第2項に規定する認定の取消し又は同条第3項に規定する許可の取消しの申請に係る公告対象区域
縮尺25000分の1以上の用途地域区分図	縮尺、方位及び都市計画法に定める地域地区
縮尺2500分の1以上の用途現況図	公告対象区域付近（敷地境界線から50メートルの範囲をいう。）の建築物の用途状況
地籍図	縮尺、方位並びに公告対象区域内における土地の境界線及び地番地目、土地について所有権又は借地権を有する者の氏名

(2) 公告対象区域内の土地及び建物の登記事項証明書

(3) 実測図

(4) 規則第10条の21第1項第2号の規定により合意を得た者の印鑑証明書

6 市長が特に必要と認める場合においては、第3項及び前項に規定する図書のほか、認定若しくは許可又はこれらの取消しを行うため必要となる事項について参考となる図書を添付させることがある。

(保存建築物の指定又は認定の申請及び添付図書等)

第3条の4 法第3条第1項第3号の規定による指定又は同項第4号の規定による認定を申請しようとする者は、第1号の3様式による申請書の正本及び副本にそれぞれ第3条第1項の表に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

2 市長が特に必要と認める場合においては、前項に規定する図書のほか、指定又は認定を必要とする事項について参考となる図書を添付させることがある。

3 市長は、法第3条第1項第3号の規定による指定又は同項第4号の規定による認定をしたときは、それぞれ別に定める通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添付して、申請者に通知するものとする。

(確認申請等の際に提出する書類)

第4条 建築物、建築設備又は工作物の確認の申請をしようとする場合又は法第18条第2項に規定する通知をしようとする場合において次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる図書を確認申請書又は法第18条第2項に規定する通知書と併せて建築主事に提出しなければならない。

(1) 建築物の敷地が、境界の識別が容易でない道路又は水路、堤防等の官公有地と接する場合は、それらの所有者又は管理者の証する境界明示図書

- (2) 建築物、建築設備又は工作物を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する場合は、第2号様式による工場、危険物調書
- (3) 法第86条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受ける場合は、第3号様式による調書
- (4) 法第88条第2項において準用する法第86条の7の規定により既存の工作物に対する制限の緩和を受ける場合は、第3号の2様式による調書

(建築計画概要書等の閲覧)

第5条 規則第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する書類（以下建築計画概要書等という。）の閲覧所を都市計画局建築指導部内に置く。

- 2 閲覧所における建築計画概要書等の閲覧時間は、午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分までとする。
- 3 閲覧所の休日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで
- 4 市長は、建築計画概要書等の整理その他のため必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に閲覧所の休日を定めることができる。
- 5 建築計画概要書等を閲覧しようとする者は、第4号様式による申請書を市長に提出しなければならない。
- 6 閲覧者は、建築計画概要書等の閲覧に際し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 建築計画概要書等を閲覧所以外の場所に持ち出すこと
 - (2) 建築計画概要書等を汚損し、若しくはき損し、又は亡失するような取扱いをすること
 - (3) この細則又は職員の指示に従わないこと
- 7 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築計画概要書等の閲覧を停止し、又は拒否することができる。
 - (1) 前項の規定に違反した者
 - (2) 閲覧の対象となる書類を特定せずに閲覧の申請をした者
 - (3) 建築計画概要書等に記載された情報を他の者に販売する目的その他の法第93条の2の規定の趣旨を逸脱した目的をもって閲覧の申請をしたと認められる者
 - (4) その他市長が不相当と認める者
- 8 建築計画概要書等を汚損し、若しくはき損し、又は亡失した者は、相当の代価を弁償

しなければならない。

(台帳記載事項証明書等の交付)

第5条の2 条例第5条の3の規定により、規則第6条の3第1項各号に定める事項に関する証明書（以下台帳記載事項証明書という。）の交付を受けようとする者は、建築物及び工作物にあつては第4号の2様式、建築設備にあつては第4号の3様式による申請書を市長に提出しなければならない。

2 台帳記載事項証明書は、建築物及び工作物にあつては第4号の4様式、建築設備にあつては第4号の5様式によるものとする。

3 条例第5条の3の規定により、規則第11条の4第1項第1号から第6号までに掲げる書類の写しの交付を受けようとする者は、第4号様式による申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前項の書類の写しの交付を拒否することができる。

(1) 写しの交付の対象となる書類を特定せずに写しの交付の申請をした者

(2) 前項の書類に記載された情報を他の者に販売する目的その他の条例第5条の3の規定の趣旨を逸脱した目的をもって写しの交付の申請をしたと認められる者

(3) その他市長が不相当と認める者

(完了検査申請等の際に提出する書類)

第6条 規則第4条第1項第6号（規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。）及び第4条の8第1項第4号（規則第8条の2第17項において準用する場合を含む。）の市長が定める書類は、所定の様式による工事監理報告書その他市長が必要と認める書類とする。

(工事監理者の届出)

第6条の2 条例第3条第1項の規定により工事監理者を選任し、又は変更した者は、第4号の6様式による届出書を市長に提出しなければならない。

(工事施工者等の届出及び通知)

第7条 建築主等（建築物の建築主、建築設備の設置者及び工作物の築造主をいう。以下同じ。）は、建築物、建築設備又は工作物の工事に着手する前に工事施工者を建築主事に届け出なければならない。

2 建築主等は、工事施工者又は代理者を変更する場合には、確認済証及び確認申請書の副本を添付してその旨を建築主事に届け出なければならない。

3 前2項に規定する届出（規則第1条の3に規定する確認申請書による場合を除く。）

は、第5号様式によるものとする。

- 4 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物についてその工事完了前に建築主等を変更しようとするときは、新建築主等は、前建築主等とともに署名及び捺印の上、第5号様式により確認済証及び確認申請書の副本を添付して建築主事に届け出なければならない。ただし、前建築主等の署名及び捺印が得られない場合は、建築主事に理由書を提出し、その承認を得てこれを省略することができる。
- 5 法第6条の2の規定により確認を受けた建築物（法第87条の2において準用する建築設備及び法第88条において準用する工作物を含む。）については、前各項の規定は適用しない。
- 6 法第12条第2項に規定する国の機関の長等（以下国の機関の長等という。）は、法第18条第1項の建築物（法第87条の2において準用する建築設備及び法第88条において準用する工作物を含む。）について第1項から第4項までのいずれかに該当するときは、当該各項に準じて、建築主事に通知しなければならない。

（敷地及び建築設備の変更等）

第8条 建築主等は、確認を受けた建築物、建築設備又は工作物について、その工事完了前において次の各号のいずれかに該当するときは、第6号様式による届出書に關係図書を添付して建築主事に届け出なければならない。

- (1) 敷地の形状又は面積を変更しようとするとき
- (2) 敷地の地名又は地番が変更されたとき
- (3) 小荷物専用昇降機（法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に設置する場合は、出し入れ口の下端の高さが床面から50センチメートル以上のものに限る。）を新設し、増設し、又はその主要部分を変更しようとするとき
- (4) 法第6条第1項第4号に掲げる建築物に昇降機を新設し、増設し、又はその構造若しくは機能を変更しようとするとき

- 2 国の機関の長等は、法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物で前項各号のいずれかに該当するときは、同項に準じて建築主事に通知しなければならない。

（許可の申請等の取下げ）

第8条の2 法、令又は府条例の規定による許可、認定又は指定（第3項において許可等という。）の申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、第7号様式による届出書を市長に届け出なければならない。

- 2 法第6条第1項の規定による確認又は法第7条第1項若しくは法第7条の3第1項の

規定による検査の申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、第7号様式による届出書を建築主事に届け出なければならない。

3 国の機関の長等が許可等の申請をした場合において、当該許可等の申請を取り下げるときは、第1項の規定に準じて市長に通知しなければならない。

4 国の機関の長等は、法第18条第2項、第16項又は第19項の規定による通知を取り下げるときは、第2項の規定に準じて建築主事に通知しなければならない。

(工事の取りやめ)

第9条 法、令又は府条例の規定による許可又は認定（以下この項及び第3項において許可等という。）の申請をした者は、許可等を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、第7号様式による届出書に当該許可等に係る申請書の副本及び通知書を添付して、市長に届け出なければならない。

2 建築主等は、法第6条第1項の規定による確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、第7号様式による届出書に確認申請書の副本及び確認済証を添付して、建築主事に届け出なければならない。

3 国の機関の長等は、許可等を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、第1項の規定に準じて市長に通知しなければならない。

4 国の機関の長等は、法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、第2項に準じて建築主事に通知しなければならない。

(違反建築物の標識の様式)

第10条 法第9条第13項に定める標識は、第8号様式によるものとする。

(特定建築物の定期報告)

第11条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の（あ）欄に掲げる用途に供するもので、その用途に応じそれぞれ同表（い）欄に掲げるもの（同表の1の項から3の項まで及び5の項の（あ）欄に掲げる用途に供するものにあつては、避難階（令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないものを除く。）とし、当該特定建築物に係る法第12条第1項の規定による報告の時期は、それぞれ同表（う）欄の各項に掲げるとおりとする。

項番号	（あ）	（い）	（う）
	用途	建築物の種別	報告の時期

1	共同住宅（高齢者、障害者等の就寝の用途に供するものを除く。）	階数が3若しくは4であり、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの又は階数が5以上であり、床面積の合計が500平方メートル以上であるもの	平成30年4月1日から12月25日まで及び平成30年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
2	寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用途に供するものを除く。）	階数が3若しくは4であり、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの又は階数が5以上であり、床面積の合計が500平方メートル以上であるもの	平成29年4月1日から12月25日まで及び平成29年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
3	学校、体育館（学校に附属するものに限る。）	階数が3以上であるもの又は床面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの	平成28年6月1日から12月25日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
4	遊技場（条例第3条の3第1項に規定する個室ビデオ店等（以下個室ビデオ店等という。）に限る。）	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	平成29年4月1日から12月25日まで及び平成29年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
5	事務所その他これに類するもの	階数が5以上であり、床面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの	平成28年6月1日から12月25日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
<p>(1) 「床面積」とは、この表の（い）欄の区分に応じそれぞれ同表の（あ）欄に掲げる用途に供する部分の床面積をいう。</p> <p>(2) 階数の計算については、地階を算入しない。</p>			

2 令第16条第1項に定める建築物に係る法第12条第1項の規定による報告の時期は、次の表の（あ）欄の区分に応じ、それぞれ同表（い）欄の各項に掲げるとおりとする。

項番号	（あ）	（い）
	建築物	報告の時期

1	令第16条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物で、劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場の用途に供するもの	平成28年6月1日から12月25日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
2	令第16条第1項第3号に掲げる建築物で、病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供するもの	平成29年4月1日から12月25日まで及び平成29年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
3	令第16条第1項第3号に掲げる建築物で、ホテル又は旅館の用途に供するもの	平成28年6月1日から12月25日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
4	令第16条第1項第3号に掲げる建築物で、高齢者、障害者等の就寝の用途に供するもの（共同住宅の用途に供するものに限る。）	平成30年4月1日から12月25日まで及び平成30年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
5	令第16条第1項第3号に掲げる建築物で、高齢者、障害者等の就寝の用途に供するもの（共同住宅の用途に供するものを除く。）	平成29年4月1日から12月25日まで及び平成29年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
6	令第16条第1項第4号に掲げる建築物で、体育館（学校に附属するものを除く。）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供するもの	平成28年6月1日から12月25日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
7	令第16条第1項第5号に掲げる建築物で、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場（個室ビデオ店等を除く。）、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供するもの	平成29年4月1日から12月25日まで及び平成29年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで

3 1の建築物について前2項の規定により法第12条第1項の規定による報告の時期が2以上定まるときは、前2項の規定にかかわらず、当該建築物に係る法第12条第1項の規定による報告の時期は、当該2以上の報告の時期のうち市長が定める時期とする。

4 「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」（平成20年国土交通省告示第282号。）第2の規定により市規則で付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準による法第12条第1項に規定する調査（個室ビデオ店等に係る定期調査に限る。）は、次の

表の（あ）欄に掲げる調査項目に応じ、同表（い）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（う）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

項番号	（あ）		（い）	（う）
	調査項目		調査方法	判定基準
1	階段	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第3条の3第1項の規定に適合しないこと。ただし、条例第3条の3第7項の規定が適用され、かつ、令第129条第2項に規定する階避難安全性能（以下階避難安全性能という。）及び令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能（以下全館避難安全性能という。）に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
2		直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	条例第3条の3第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5項の規定に適合しないこと。ただし、条例第3条の3第7項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能及び全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
3	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第3条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、条例第3条の3第7項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能及び全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
4	出口	出口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	条例第3条の3第6項の規定に適合しないこと。ただし、条例第3条の3第7項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能及び全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

5 法第12条第1項の規定による報告は、第9号様式による定期調査報告書により行わなければならない。

6 法第12条第1項の規定による報告に係る調査は、報告の日前3月以内に行われたものでなければならない。

（特定建築設備等の定期報告）

第11条の2 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等（防火設備を除く。）は、次の表の（あ）欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に応じそれぞれ同表（い）欄に掲げるもの（同表の1の項、2の項及び4の項に掲げるものにあつては、避難階以外の階を同表（あ）欄に掲げるそれぞれの用途に供しないもの、同表の5

の項から 11 の項までに掲げるものにあつては、避難階以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないもの及び地階又は3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ 100 平方メートル以下のものを除き、同表の 1 の項及び 9 の項の同欄に掲げる用途に供するものにあつては、令第 129 条の 13 の 3 第 2 項に規定する非常用エレベーター（以下非常用エレベーターという。）を設置しているものの共用部分に限る。）に設ける換気設備（法第 28 条第 2 項ただし書及び第 3 項の換気設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第 35 条の非常用の照明装置に限る。）とし、これらに係る法第 12 条第 3 項の規定による報告の時期は、平成 28 年 6 月 1 日から 12 月 25 日まで及び平成 29 年度以後の各年度の 4 月 1 日から 12 月 25 日まで（規則第 6 条第 1 項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目については、平成 28 年 6 月 1 日から 12 月 25 日まで及び平成 28 年から起算して 3 年ごとの 4 月 1 日から 12 月 25 日まで）とする。

項番号	(あ)	(い)
	用途	建築物の種別
1	共同住宅（高齢者、障害者等の就寝の用途に供するものを除く。）	階数が 3 若しくは 4 であり、床面積の合計が 1,000 平方メートル以上であるもの又は階数が 5 以上であり、床面積の合計が 500 平方メートル以上であるもの
2	寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用途に供するものを除く。）	階数が 3 若しくは 4 であり、床面積の合計が 1,000 平方メートル以上であるもの又は階数が 5 以上であり、床面積の合計が 500 平方メートル以上であるもの
3	遊技場（個室ビデオ店等に限る。）	床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの
4	事務所その他これに類するもの	階数が 5 以上であり、床面積の合計が 3,000 平方メートル以上であるもの
5	劇場、映画館、演芸場	地階若しくは 3 階以上の階に（あ）欄に掲げる用途があるもの、床面積（客席の部分に限る。）の合計が 200 平方メートル以上であるもの又は主階が 1 階にないもの
6	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂、集会場	地階若しくは 3 階以上の階に（あ）欄に掲げる用途があるもの又は床面積（客席の部分に限る。）の合計が 200 平方メートル以上であるもの

7	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	地階若しくは3階以上の階に（あ）欄に掲げる用途があるもの又は2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上であるもの
8	ホテル、旅館	地階若しくは3階以上の階に（あ）欄に掲げる用途があるもの又は2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上であるもの
9	高齢者、障害者等の就寝の用途に供するもの	地階若しくは3階以上の階に（あ）欄に掲げる用途があるもの又は2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上であるもの
10	博物館、美術館、図書館	3階以上の階に（あ）欄に掲げる用途があるもの又は床面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの
11	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場（個室ビデオ店等を除く。）、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	地階若しくは3階以上の階に（あ）欄に掲げる用途があるもの、床面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの又は2階の部分の床面積の合計が500平方メートル以上であるもの
<p>(1) 「床面積」とは、この表の（い）欄の区分に応じそれぞれ同表の（あ）欄に掲げる用途に供する部分の面積をいう。</p> <p>(2) 階数の計算については、地階を算入しない。</p>		

2 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等（防火設備に限る。）は、前条第1項の表の（あ）欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に応じそれぞれ同表（い）欄に掲げるもの（同表の1の項の（あ）欄に掲げる用途に供する建築物にあつては、非常用エレベーターを設置しているものの共用部分に限る。）に設ける防火設備（随時閉鎖又は作動させることができるもの（市長が定めるものを除く。）に限る。）とし、当該特定建築設備等に係る法第12条第3項の規定による報告の時期は、各年度の4月1日から12月25日までとする。

3 令第16条第3項第1号に規定する昇降機に係る法第12条第3項の規定による報告の時期及び令第138条の3に規定する昇降機等に係る法第88条第1項において準用する法第12条第1項又は第3項の規定による報告の時期は、平成28年6月1日から平成29年3月31日まで及び平成29年度以後の各年度の4月1日から3月31日までとし、令第16条第3項第2号に規定する防火設備に係る法第12条第3項の規定による報告の

時期は、各年度の4月1日から12月25日までとする。

- 4 法第12条第3項の規定による報告（昇降機及び防火設備以外の特定建築設備等に係るものに限る。）は、第10号様式による定期検査報告書により行わなければならない。
- 5 法第12条第3項の規定による報告（防火設備に係るものに限る。）は第10号の2様式による定期検査報告書により行わなければならない。
- 6 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告に係る検査は、報告の日前3月以内に行われたものでなければならない。

（特定建築物及び特定建築設備等の定期報告に係る書類の保存期間）

第11条の3 規則第6条の3第5項第2号に規定する期間は、3年とする。

（昇降機等の廃止等の届出）

第11条の4 令第16条第3項第1号に規定する昇降機又は令第138条の3に規定する昇降機等の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該昇降機又は昇降機等を廃止し、若しくは休止したとき又は休止後再び使用するときは、第11号様式による届出書を市長に提出しなければならない。

（道路の位置の指定申請書添付図書）

第12条 法第42条第1項第5号に規定する道路（以下この条において道路という。）の位置の指定を受けようとする者は、第12号様式による申請書正本及び副本にそれぞれ規則第9条に規定する図書とともに次に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 道路の敷地となる土地の周囲の状況を示す図書
- (2) 道路の敷地となる土地に関係のある土地の1筆ごとの境界線、地番及び地目を示す図書並びに実測図
- (3) 道路及び付属物の構造図（道路境界線及び道路中心線を示す肩石、杭、雨水溝等の位置及び構造詳細を示すこと）
- (4) 道路の敷地となる土地が認定道路、水路、堤防等の官公有地と接する場合には、それらの所有者又は管理者の証する境界明示図書
- (5) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地及び当該土地にある建築物又は工作物に関して所有権その他の権利を有する者並びに当該指定に利害関係を有すると市長が認める者の承諾書
- (6) 道路の位置の指定を受けようとする者及び前号に掲げる者の印鑑証明書（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 道路の位置の指定通知書は、前項の申請書の副本の指定通知欄に所要の記載をしたものとする。

(道路の位置の指定に伴う標識の設置方法)

第 13 条 条例第 4 条の規定により標識を設置する者は、第 11 号の 2 様式による標識を当該道路の起点及び終点に設置しなければならない。

(私道の変更又は廃止)

第 14 条 条例第 5 条第 1 項の承認を受けようとする者は、第 12 号様式による申請書正本及び副本にそれぞれ第 12 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する図書（当該道路を前面道路として利用する者の承諾書を含む。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(建ぺい率の緩和)

第 15 条 法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により、建ぺい率を軽減することができる敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 内角 150 度以下の 2 つの道路の角にある敷地で、それらの道路のうち、一方の道路の幅員が 10 メートル以上ある場合又はそれらの道路の幅員が 4 メートル以上で、その角をはさむ 2 辺の長さがそれぞれ 2 メートル以上の街角の切取り若しくはそれぞれ 2 メートル以上の建築物のすみ切りがある場合であつて、かつ、それらの道路に接する長さの和が敷地外周の長さの 3 分の 1 以上あるもの

(2) 間隔が 35 メートル以下の 2 つの道路にはさまれた敷地で、それらの道路の幅員がそれぞれ 4 メートル以上あり、かつ、それらの道路に接する長さの和が敷地外周の長さの 4 分の 1 以上あるもの

(3) 公園、広場、河川、海その他これらに類するものに接する敷地で、前 2 号のいずれかと同等以上に安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるもの

(尿尿浄化槽の構造に係る区域指定)

第 15 条の 2 令第 32 条第 1 項第 1 号の規定に基づき市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、建築確認申請の日から 2 年以内に下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に定める処理区域となる区域を除く市域とする。

(垂直積雪量)

第 15 条の 2 の 2 令第 86 条第 3 項の規定に基づき市長が定める垂直積雪量の数値は、0.21 メートルとする。

(前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例等)

第 15 条の 3 令第 130 条の 12 第 5 号及び令第 135 条の 19 第 5 号の規定に基づき市長が定める建築物の部分は、次に掲げる建築物の部分とする。

- (1) 敷地のうち公共用歩廊（法第 44 条第 1 項第 4 号の規定により許可を受けたものに限る。）の設けられている前面道路と一体的に有効な空地として確保されている部分に設けられるひさし、歩廊その他これらに類する建築物の部分で当該公共用歩廊に連続して設けられるもの
- (2) 法第 44 条第 1 項第 4 号の規定により許可を受けた道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物の部分

（敷地面積の規模の緩和）

第 15 条の 4 令第 136 条第 3 項ただし書の規定に基づき市長が同項の表の（ろ）欄に掲げる数値によることが不適當であると認めて定める敷地面積の規模は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域内においては、500 平方メートルとする。
 - (2) 準工業地域内においては、1,000 平方メートルとする。
- 2 令第 136 条の 12 第 2 項において準用する令第 136 条第 3 項ただし書の規定に基づき、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域について市長が同項の表の（ろ）欄に掲げる数値によることが不適當であると認めて定める敷地面積の規模は、1,000 平方メートルとする。

（建築協定の認可申請及び添付図書）

第 15 条の 5 法第 70 条第 1 項又は法第 76 条の 3 第 2 項の規定により認可を受けようとする者は、第 14 号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、法第 76 条の 3 第 2 項の規定により認可を受けようとする場合は、第 6 号及び第 7 号に掲げる図書の添付を要しない。

- (1) 建築協定書
- (2) 建築協定をしようとする趣意書
- (3) 建築協定区域付近の見取図
- (4) 建築協定区域及び建築物に関する基準並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示する図面
- (5) 建築協定区域隣接地（法第 70 条第 2 項に規定する建築協定区域隣接地をいう。以下同じ。）を定める場合にあつては、当該建築協定区域隣接地を表示する図面

- (6) 認可の申請者が、建築協定をしようとする者の代表者であることを証する書類
- (7) 建築協定に関する合意を示す書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 認可通知書は、前項の認可申請書の副本の認可通知書に所要の記載をしたものとする。

(建築協定の変更又は廃止の認可申請及び添付図書)

第 15 条の 6 法第 74 条第 1 項又は法第 76 条第 1 項（法第 76 条の 3 第 6 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認可を受けようとする者は、第 14 号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、法第 76 条第 1 項の規定により認可を受けようとする場合は、第 1 号に掲げる図書の添付を要しない。

- (1) 建築協定の変更書及び建築協定区域、建築物に関する基準又は建築協定区域隣接地の変更を表示する図面
- (2) 建築協定を変更し、又は廃止しようとする理由書
- (3) 認可の申請者が、建築協定を変更し、又は廃止しようとする者の代表者であることを証する書類
- (4) 建築協定の変更又は廃止に関する合意を示す書類
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 認可通知書は、前項の認可申請書の副本の認可通知書に所要の記載をしたものとする。

(建築協定書の縦覧期間)

第 15 条の 7 法第 71 条（法第 76 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する縦覧期間は、21 日間とする。

(借地権が消滅した場合等の届出)

第 15 条の 8 法第 74 条の 2 第 3 項の規定による届出をしようとする者は、第 15 号様式による届出書に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 借地権の消滅した土地の区域を示す図面又は換地計画において換地として定められず、かつ、共有持分が定められなかつた土地の区域を表示する図面
- (2) 前号に規定する区域に係る土地の登記事項証明書
- (3) 借地権の消滅の理由又は換地計画において換地として定められず、かつ、土地の共有持分が定められなかつた理由を記載した書面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(建築協定への加入の届出)

第 15 条の 9 法第 75 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する書面は、第 16 号様式によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該加入に係る土地の区域を表示する図面
- (2) 当該加入に係る土地の登記事項証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 法第 75 条の 2 第 2 項に規定する書面には、前項に定めるもののほか、当該加入に係る土地の所有者等（法第 69 条に規定する土地の所有者等をいう。以下同じ。）の全員の合意があつた旨を示す書面を添付しなければならない。

（一人建築協定が効力を有することとなつた場合の届出）

第 15 条の 10 法第 76 条の 3 第 2 項の規定による認可を受けた者は、同条第 5 項の規定により認可を受けた建築協定が効力を有することとなつたときは、速やかに、第 17 号様式による届出書に、建築協定区域を表示する図面その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（公開による意見の聴取）

第 16 条 法第 9 条第 3 項（法第 10 条第 4 項又は法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第 8 項（法第 10 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公開による意見の聴取の請求は、文書によつて行わなければならない。

2 前項に規定する公開による意見の聴取並びに法第 46 条第 1 項、法第 48 条第 14 項及び法第 72 条第 1 項（法第 76 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公開による意見の聴取は、市長又は市長が指名した職員が議長となつて行う。

3 市長において必要と認めるときは、公開による意見の聴取に証人又は参考人の出席を求め、意見を聴くことがある。

（開催の公告）

第 17 条 市長が公開による意見の聴取を行うときにする公告は、大阪市公告式条例（昭和 25 年大阪市条例第 50 号）に定めるところによるほか、会場前その他必要な場所に掲示する方法により行うものとする。

（代理人の届出）

第 18 条 法第 9 条第 3 項及び第 8 項の規定により公開による意見の聴取を請求した者（以下本人という。）が公開による意見の聴取に代理人を出頭させようとするときは、あらかじめ市長に委任状を提出しなければならない。

（公開による意見の聴取の機会の放棄等）

第 19 条 法第 9 条第 4 項（同条第 8 項、法第 10 条第 4 項又は法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公開による意見の聴取に本人及びその代理人がやむを得ない理由により出席できないときには、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出の理由を正当と認めた場合には、意見の聴取の期日を変更することがある。

3 本人若しくはその代理人が第 1 項の規定による届出をしないで公開による意見の聴取の期日に出席しないとき又は法第 46 条第 1 項若しくは法第 48 条第 14 項に規定する利害関係を有する者若しくは法第 72 条第 1 項に規定する関係人が公開による意見の聴取の期日に出席しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。

（会場の秩序維持）

第 20 条 会場において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、会場の秩序を維持するため必要があると認めるときは、関係人又は傍聴人の入場を制限し、又は退場その他必要な措置をとることができる。

（記録）

第 21 条 議長は、書記を指名し、公開による意見の聴取の次第、内容の要点等を記録させなければならない。

（公開による意見の聴取の期日の延期）

第 22 条 市長は、災害その他やむを得ない理由により公開による意見の聴取を行うことができないときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

（手数料の納付）

第 23 条 条例第 6 条第 1 項及び第 5 項から第 7 項までの規定による手数料は第 13 号様式による納付書により、同条第 2 項及び第 3 項の規定による手数料は第 13 号の 2 様式による納付書により、同条第 4 項の規定による手数料は第 13 号の 3 様式による納付書によりそれぞれ納付しなければならない。

（磁気ディスク等）

第 24 条 条例第 6 条第 1 項ただし書の市規則で定める磁気ディスク等は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格 X6223 号に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジとする。

2 前項に定めるもののほか、磁気ディスク等への記録の方式その他磁気ディスク等による確認申請に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（施行の細目）

第 25 条 この細目の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この改正規定は、昭和 35 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 36. 7. 13 規則 66～平 15. 4. 15 規則 83)

省 略

附 則 (平 16. 3. 29 規則 25)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第 9 号様式から第 11 号様式までの規定による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平 17. 6. 1 規則 107)

- 1 この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第 9 号様式及び第 10 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平 18. 4. 1 規則 11～平 18. 4. 12 規則 144)

省 略

附 則 (平 19. 3. 30 規則 114)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第 9 号様式、第 10 号様式、第 13 号様式、第 13 号の 2 様式及び第 13 号の 3 様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平 19. 6. 19 規則 156)

- 1 この規則は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 1 号の改正規定、第 16 条第 2 項の改正規定（「第 48 条第 13 項」を「第 48 条第 14 項」に改める部分に限る。）及び第 19 条第 3 項の改正規定は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第 9 号様式及び第 11 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平 20. 3. 26 規則 50)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則第 11 条、第 11 条の 2 及び第 9 号様式から第 10 号の 2 様式までの規定は、この規則の施行の日以後に行う調査及び検査について適用し、同日前に行った調査及び検査については、なお従前の例による。

附 則 (平 21. 9. 30 規則 135)

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第 1 号様式及び第 9 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平 22. 3. 31 規則 80)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に開始した建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 1 項の規定による調査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第 9 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平 22. 5. 31 規則 98)

- 1 この規則は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 大阪市建築基準法施行条例第 3 条の 3 第 1 項に規定する個室ビデオ店等に対する平成 22 年におけるこの規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則第 11 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「毎年 4 月 1 日から 12 月 25 日まで」とあるのは「平成 22 年 9 月 1 日から同年 12 月 25 日まで」とする。

附 則 (平 23. 3. 31 規則 69)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第 3 号様式、第 7 号様式、第 9 号様式から第 10 号の 2 様式まで及び第 14 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平 23. 9. 1 規則 103)

- 1 この規則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第 4 号様式から第 4 号の 3 様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則（平 27. 5. 29 規則 174）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に行われた建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）による改正前の建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は同法第 18 条第 22 項第 1 号の規定による承認の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式から第 4 号の 3 様式まで、第 4 号の 5 様式、第 7 号様式及び第 9 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則（平 28. 5. 31 規則 117）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第 11 条第 1 項の規定の適用を受ける建築物であって、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第 11 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受ける特定建築物については、改正前の規則第 11 条第 1 項の規定により平成 28 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に行われた報告は、改正後の規則第 11 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により同年 6 月 1 日から同年 12 月 25 日までの間に行われた報告とみなす。
- 3 改正前の規則第 11 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける建築設備であって、改正後の規則第 11 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける特定建築設備等については、改正前の規則第 11 条の 2 第 2 項の規定により平成 28 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に行われた報告は、改正後の規則第 11 条の 2 第 1 項の規定により同年 6 月 1 日から同年 12 月 25 日までの間に行われた報告とみなす。
- 4 改正前の規則第 11 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける昇降機及び工作物であって、改正後の規則第 11 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける昇降機及び昇降機等については、改正前の規則第 11 条の 2 第 1 項の規定により平成 28 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に行われた報告は、改正後の規則第 11 条の 2 第 3 項の規定により同年 6 月 1 日から同年 12 月 25 日までの間に行われた報告とみなす。
- 5 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 31 年 5 月 31 日までの間に、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項（法第 87 条の 2 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により検査済証の交付を受けた建築物に係る小荷物専用昇降機については、当該交付を受けた日から当該交付を受けた日の属する年度の翌年度の末日までの間は、改正後の規則第 11 条の 2 第 3 項の規定は、適用しない。
- 6 施行日から平成 31 年 5 月 31 日までの間における建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 16 条第 3 項第 2 号に規定する防火設備及び改正後の規則第 11 条の 2 第 2 項に規定する防火設備に係る法第 12 条第 3 項の規定による報告の時期は、改正後の規則第 11 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる防火設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 平成 28 年 3 月 31 日以前に法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定により検査済証の交付を受けた建築物に係る防火設備 平成 29 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで、平成 30 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで及び平成 31 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
 - (2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定により検査済証の交付を受けた建築物に係る防火設備 平成 30 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで及び平成 31 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
 - (3) 平成 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定により検査済証の交付を受けた建築物に係る防火設備 平成 31 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
- 7 この規則の施行の際現に存する改正前の規則第 9 号様式及び第 10 号様式による用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則（平 29. 3. 24 規則 12）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 29. 3. 31 規則 31）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。